

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7の規定に基づき、応急入院指定病院について、次のとおり指定します。

令和5年4月3日

京都市長 門川大作

病院名	所在地	指定期間
社会福祉法人 京都博愛会 京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケシ山 1番地	令和5年4月 1日から 令和8年3月31日まで
京都府公立大学法人 京都府立医科大学附属病院	京都市上京区河原町通広小 路上る梶井町465番地	
医療法人 稲門会 いわくら病院	京都市左京区岩倉上蔵町 101番地	
医療法人 三幸会 北山病院	京都市左京区岩倉上蔵町 123番地	
医療法人 三幸会 第二北山病院	京都市左京区岩倉上蔵町 161番地	
国立大学法人 京都大学医学部附属病院	京都市左京区聖護院川原町 54番地	
一般財団法人 川越病院	京都市左京区浄土寺馬場町 48番地	
医療法人 桜花会 醍醐病院	京都市伏見区石田大山町 72番地	

(保健福祉局障害保健福祉推進室)